

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関係事務取扱要領

平成13年11月7日

埼例規第102号・生安

警 察 本 部 長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関係事務取扱要領の制定について（例規通達）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に伴い、配偶者からの暴力事案への適切な対応を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成13年11月7日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関係事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）に基づく被害者の保護に係る手続及び配偶者（法第28条の2に規定する関係にある相手を含む。以下同じ。）からの暴力事案への対応に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 取扱いの基本

1 事案に応じた措置

配偶者からの暴力事案を認知した場合は、法第8条（法第28条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する暴力の制止、被害者の保護等被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、被害者の意思を踏まえ、検挙、相手方への指導警告等、事案に応じた適切な措置を講ずるものとする。

2 関係行政機関との連携

被害者の保護に当たっては、埼玉県婦人相談センター等の関係行政機関との連携による適切な対応を図るものとする。

3 被害者への配慮

被害者への対応に当たっては、人権を尊重し、生活環境、心情に配慮するとともに、本人、被害者の親族等の身体の安全と個人の秘密の保持に努めるものとする。

第3 配偶者からの暴力相談等対応票の作成

1 対応票の作成

次の場合において、配偶者からの暴力に関する相談又は援助若しくは保護を求めていると認められる申出（以下「暴力相談等」という。）を受理したときは、配偶者からの暴力相談等対応票（別記様式第1号。以下「対応票」という。）を作成しなければならない。

(1) 警察安全相談の受理

(2) 被害届又は告訴の受理

(3) 110番通報の受理

(4) 法第6条第1項又は第2項（法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通報その他関係機関等からの配偶者からの暴力に関する通報の受理

2 作成者

対応票は、前記 1 (1)については当該相談を受理した職員、前記 1 (2)については当該事案の捜査主任官、前記 1 (3)及び(4)については当該事案の処理責任者が作成するものとする。

3 同一事案の取扱い

前記 1 の場合において、同一事案について継続して相談がなされ、又は繰り返し、若しくは重複して110番通報等、被害届等があったときであっても、相談、通報等、被害届等のあった都度、個別の対応票を作成するものとする。

第 4 対応票の管理

1 警察本部における管理

警察本部の各所属長は、対応票を作成したときは、速やかに生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）に送付するものとし、送付を受けた人身安全対策課長は、配偶者からの暴力相談事案管理表（別記様式第 2 号。以下「管理票」という。）に登載し、一元的に管理するものとする。

2 警察署における管理

警察署長は、対応票を作成したときは、暴力相談事案管理表に登載し、当該警察署の生活安全課長に一元的に管理させるとともに、当該対応票の写しを人身安全対策課長へ送付するものとする。

第 5 警察本部長等の援助

1 申出の受理

- (1) 前記第 3 の対応票を作成した場合において、更に法第 8 条の 2（法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する警察本部長等の援助（以下「援助」という。）を受けたい旨の申出があったときは、警察本部にあっては生活安全部人身安全対策課において、警察署にあっては生活安全課において援助申出書（配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 18 号。以下「規則」という。）別記様式）を受理するものとする。
- (2) 援助申出書を受理したときは、受理年月日及び受理番号を記載し、配偶者からの暴力相談援助申出事案管理表（別記様式第 3 号。以下「管理表」という。）に登載するものとする。この場合において、管理表には埼玉県警察情報管理システムによる文書管理業

務実施要領（平成14年文第266号）第2(2)に規定する総合文書管理システム登録時に自動採番される文書受付番号を記載しておくものとする。

- (3) 警察署長は、前記(2)の援助申出書を受理したときは、当該援助申出書の写しを人身安全対策課長宛て送付するものとする。

2 引継ぎ

- (1) 前記1の援助を受けたい旨の申出を受理した場合において、当該申出者に対し継続的な対応を行うことに困難な事情があると認められるときには、援助を適切に行うことができる警察署又は他の都道府県警察に、当該申出者の同意を得た上で引き継ぐことができる。
- (2) 援助申出書の引継ぎに当たり、警察署は、人身安全対策課長宛てその旨をあらかじめ連絡した上で送付するものとする。
- (3) 人身安全対策課長は、本部又は警察署で受理した援助申出書を、適当と認められる警察署長（他の都道府県警察の場合は、援助を主管する所属長）宛て送付するものとする。

3 援助の実施

援助申出書を受理し、又は引継ぎを受けた警察署長は、規則に規定するところにより適正に援助を実施すること。

第6 援助申出書の管理

1 警察本部における管理

人身安全対策課長は、受理した援助申出書及び管理表並びに警察署から送付された援助申出書の写しを管理することにより受理状況を把握し総括するものとする。

2 警察署における管理

警察署長は、援助申出書を管理表とともに管理するものとする。

第7 裁判所からの書面要求に対する回答

1 回答の窓口

法第14条第2項の規定により裁判所から暴力相談等に関する書面の提出を求められたときの窓口は、次のとおりとする。

- (1) 警察本部の各所属で取り扱った暴力相談等については、生活安全部人身安全対策課とする。
- (2) 警察署において取り扱った暴力相談等については、当該警察署の生活安全課とする。

2 回答の方法

回答は、裁判所からの書面提出要求書に記載された申立人及び暴力相談等の日時、場所に該当する対応票の写しを送付して行うものとする。この場合において警察署にあっては、事前に人身安全対策課長に報告の上、回答するものとする。

第8 裁判所から保護命令の通知を受けた際の措置要領

1 通知の取扱責任者及びとるべき措置

裁判所から保護命令の通知があったときは、人身安全対策課長は、取扱責任者として、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 通知の内容を保護命令管理表（別記様式第4号）に登載するとともに、速やかに、申立人の居所を管轄する警察署長に対し、保護命令が発せられた旨を連絡するとともに申立人の住居、居所、勤務先その他通常所在する場所（以下「住居等」という。）の調査依頼を調査依頼書（別記様式第5号）により行うものとする。
- (2) 前記(1)の調査により、申立人の住居等が複数の警察署にわたることが判明したときは、住居等を管轄する全ての警察署長（以下「関係警察署長」という。）に、通知書（別記様式第6号）により保護命令が発せられた旨、命令の内容及び住居等を通知するものとする。
- (3) 申立人の居所が他の都道府県に所在することが判明したときは、申立人の居所を管轄する都道府県警察に保護命令が発せられた旨、命令の内容及び住居等を通知し、その後の措置を引き継ぐとともに、その旨を通知を行った裁判所に連絡するものとする。
- (4) 申立人の居所以外の住居等が他の都道府県に所在することが判明したときは、当該住居等を管轄する都道府県警察に保護命令が発せられた旨、命令の内容及び住居等を通知するものとする。
- (5) 裁判所から保護命令の効力の発生日時、取消し、効力停止決定等に係る通知を受けたときは、保護命令管理表に必要な事項を記載し、速やかに関係する都道府県警察及び関係警察署長に通知するものとする。
- (6) 関係警察署長から、申立人の住居等に異動が生じた旨の報告を受けたときは、当該異動先を管轄する警察署長又は都道府県警察に、保護命令が発せられている旨、命令の内容及び住居等を通知するとともに、必要に応じて他の関係警察署長に報告の内容を通知し、関係警察署長間の連携に配慮するものとする。この場合において、申立人の新しい

居所が他の都道府県警察の管轄する地域に異動したものであるときは、その後の措置を当該都道府県警察に引き継ぐとともに、通知を行った裁判所に連絡するものとする。

2 警察署長のとるべき措置

- (1) 前記 1 (1)により調査依頼を受けた警察署長は、速やかに申立人の住居等の調査を行い、その結果を調査結果回答書（別記様式第 7 号）により人身安全対策課長に報告するとともに、申立人の居所が管轄区域内にある場合は、速やかに申立人に対して次の事項を教示するものとする。

ア 埼玉県婦人相談センターの利用に関する事項

イ 緊急時の警察に対する通報に関する事項

ウ 配偶者からの暴力に係る防犯上の留意事項

- (2) 関係警察署長は、申立人が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に対する重大な危害を受けることを防止するため、保護命令に係る情報について関係する職員に周知するとともに、事案に応じて適切な措置を講ずるものとする。

- (3) 関係警察署長は、申立人の住居等が変わった場合又は保護命令を受けた者の特異言動等を認知した場合は、速やかに人身安全対策課長に報告するものとする。

第 9 保護命令違反を認知した場合の措置

警察署長は、保護命令違反を認知した場合は、生活安全課長に保護命令の内容及び効力発生の有無について確認し、積極的な検挙措置を図るとともに、再被害防止のための措置を講ずるものとする。

なお、閉庁時においては、警察本部総合当直において保護命令管理表を管理するものとし、保護命令の内容及び効力発生の有無の確認は、警察本部総合当直に行うものとする。

第10 本部主管課等への報告

配偶者からの暴力事案又は法に基づく保護命令違反を検挙した場合は、犯罪発生報告及び検挙報告（埼玉県犯罪捜査規程（平成 3 年埼玉県警察本部訓令第 1 号）様式第 8 号）により速やかに当該事案の捜査を主管する所属長及び人身安全対策課長に、報告するものとする。

第11 留意事項

1 指導教養の徹底

人身安全対策課長及び警察署長は、暴力相談等の内容を検討し、被害者の心身の状況等

に十分配慮するとともに、被害者の立場に立った適切な措置が講じられるよう職員の指導教養を徹底すること。

2 被害者が相談しやすい環境の整備

配偶者からの暴力事案の特性に鑑み、相談、申告に際して被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害を防止するため、女性職員による対応、被害者と加害者を分離しての対応等、この種事案の特性に配慮した環境の整備に努めること。

3 現場臨場時の配慮

110番通報等による現場臨場の際、正に配偶者が暴力を振るっている場合は、暴力の制止はもちろんのこと、被害者の生命及び身体の安全の確保を最優先するとともに、受傷事故防止には特段の配慮をすること。

4 被害者に対する加害者からの行方不明者届への対応

被害者の保護を図り、加害者からの更なる被害を防止するため、加害者からの行方不明者届が被害者を捜し出すための手段として利用されることのないよう、行方不明者届出の受理に当たっては、十分注意すること。

なお、配偶者からの暴力を理由として家を出ている事実をあらかじめ把握している場合は、原則として行方不明者届は受理しないこととし、行方不明者届を受理後に当該事実を把握した場合は、被害者の意思を踏まえ、適切な措置を講ずること。

5 子への接近禁止命令違反事件の対応

離婚した被害者の子に係るいわゆる面接交渉権が加害者に認められている場合は、保護命令違反の成否に影響を及ぼす可能性があることから、子への接近禁止命令違反の捜査に当たっては、当該子に係る面接交渉権が加害者に認められているか否かを確認すること。

6 関係部門間の連携

配偶者からの暴力事案への対応に当たっては、被害の発生を防止するための必要な措置及び刑罰法令に抵触する場合の積極的な検挙措置が図られるよう、関係警察署長はもとより、生活安全部門、地域部門、刑事部門相互の連携を図ること。

実施日

この例規通達は、平成13年11月7日から実施する。

実施日（平成14年8月16日生安第2862号）

この通達は、平成14年9月1日から実施する。

実施日（平成17年5月19日生企第518号）

この通達は、平成17年5月19日から実施する。

実施日（平成19年12月19日生企第7825号）

この通達は、平成20年1月11日から実施する。

実施日（平成22年3月31日生企第2299号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成25年12月13日生企第9402号）

この通達は、平成26年1月3日から実施する。

実施日（平成26年2月17日生企第1236号）

この通達は、平成26年2月17日から実施する。

実施日（平成26年3月20日務第741号）

この通達は、平成26年4月1日から実施する。

実施日（平成30年11月16日人対第1491号）

この通達は、平成30年11月16日から実施する。

配偶者からの暴力相談等対応票

その1

受理日時	年 月 日 時 分～ 時 分		
取扱者	所属	埼玉県	警察署
	氏名		
相談等の様	<input type="checkbox"/> 来室 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()		
被害者	氏名	性別	男 女
	生年月日	年 月 日	(歳)
	※住所		
代理人	氏名	性別	男 女
	生年月日	年 月 日	(歳)
	住所		
	被害者との関係 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他 ()		
加害者	氏名	性別	男 女
	生年月日	年 月 日	(歳)
	住所		
	被害者との関係 <input type="checkbox"/> 婚姻の届出をしている者 <input type="checkbox"/> 事実上婚姻関係と同様の事情にある者 <input type="checkbox"/> 生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手 <input type="checkbox"/> 離婚をした者又は婚姻が取り消された者 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 事実上婚姻関係と同様の事情にあったが、事実上離婚したと同様の事情に入った者 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 生活の本拠を共にする交際をする関係にあったが、当該関係を解消した相手 (年 月 日)		

※ 一時避難先等閲覧されることが不適切な住所は記載しないこと。その場合は、生活の本拠としている地（住民票の地等）を記載し、(避難中)を付記すること。

相 談 等 の 内 容	
種 別	<input type="checkbox"/> 相談（援助又は保護の要求を含む。） <input type="checkbox"/> 被害届・告訴状受理
被 害 歴	（ ）〔日・週・月・年〕前から
被 害 頻 度	（ ）〔日・週・月・年〕に（ ）回
被 害 状 況	<p>身過 体去 にに 対お すい るて 暴最 力も 被ひ 害ど か つた</p> <p>被害時期 年 月 日 被害場所 <input type="checkbox"/>被害者の住所 <input type="checkbox"/>加害者の住所※ <input type="checkbox"/>その他（ ） どのように身体に対する暴力を受けたのか</p> <p>症状（ ） 全治（ ）日・週・月</p> <p>医師の診察の有無 <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p style="text-align: right;">警察官 <input type="checkbox"/>現場臨場 <input type="checkbox"/>非臨場</p>
	<p>か過 つ去 たに 脅お 迫い 被て 害最 もひ ど</p> <p>被害時期 年 月 日 被害場所 <input type="checkbox"/>被害者の住所 <input type="checkbox"/>加害者の住所※ <input type="checkbox"/>その他（ ） どのように生命等に対する脅迫を受けたのか</p> <p style="text-align: right;">警察官 <input type="checkbox"/>現場臨場 <input type="checkbox"/>非臨場</p>
	<p>直近 の被 害の 状態</p> <p>被害時期 年 月 日 被害場所 <input type="checkbox"/>被害者の住所 <input type="checkbox"/>加害者の住所※ <input type="checkbox"/>その他（ ） 被害状況 <input type="checkbox"/>身体に対する暴力 <input type="checkbox"/>生命等に対する脅迫（複数選択可）</p> <p>症状（ ） 全治（ ）日・週・月</p> <p>医師の診察の有無 <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p style="text-align: right;">警察官 <input type="checkbox"/>現場臨場 <input type="checkbox"/>非臨場</p>
被 害 者 の 要 望 （複数選択可）	
<input type="checkbox"/> 刑事事件としての措置 <input type="checkbox"/> 加害者に対する指導・警告 <input type="checkbox"/> 警察本部長等の援助措置 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>被害を自ら防止するための措置の教示 <input type="checkbox"/>住所又は居所を知られないようにするための措置 <input type="checkbox"/>被害防止交渉に関する事項についての助言 <input type="checkbox"/>加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡 <input type="checkbox"/>被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 <input type="checkbox"/>その他（ ） </div> <input type="checkbox"/> 関係機関の紹介 <input type="checkbox"/> 保護命令制度についての説明 <input type="checkbox"/> その他の要望（ ）	

※ 被害場所の「加害者の住所」は、加害者住所と被害者住所が異なる場合に選択すること。

保護命令が必要と思われる被害者と同居している成年に達しない子の状況

子	氏名	性別	男	女
	生年月日	年	月	日 (歳)
子	氏名	性別	男	女
	生年月日	年	月	日 (歳)

上記の子に関する加害者の言動等

※ 加害者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っているときは、その状況を記載すること。
 なお、上記以外に、同居している子に関して加害者と面会することを余儀なくされる事情を説明した場合には、その概要を記載すること。

保護命令が必要と思われる被害者の親族等の状況

親族等	氏名	性別	男	女
	<input type="checkbox"/> 親族 (続柄:)			
	<input type="checkbox"/> 親族以外 [被害者との関係:]			
親族等	氏名	性別	男	女
	<input type="checkbox"/> 親族 (続柄:)			
	<input type="checkbox"/> 親族以外 [被害者との関係:]			

上記被害者の親族等に関する加害者の言動等

※ 加害者が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているときは、その状況を記載すること。
 なお、上記以外に、親族等に関して加害者と面会することを余儀なくされる事情を説明した場合には、その概要を記載すること。

※ 同居しているその成年に達しない子が3人以上いる場合又は親族等が3人以上いる場合は、別紙としてこの様式を使用すること。

その他被害者が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況

※ この欄には、上記各欄に記載していない事項で、特記すべき客観的事実があれば記載すること。

なお、再度の退去命令の申立てをしようとする被害者から、転居が困難である等の相談を受けた場合は、当該相談の内容を簡潔に記載すること。

相談等に対して執った措置（複数選択可）

被害届・告訴状の受理

加害者に対する指導警告の実施

（加害者の反応：

）

警戒活動の実施 防犯指導 防犯器具等の貸出し

警察本部長等の援助の申出の受理

被害を自ら防止するための措置の教示

住所又は居所を知られないようにするための措置

被害防止交渉に関する事項についての助言

加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡

被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用

その他（

）

関係機関への連絡

保護命令制度の説明

その他の措置（

）

配偶者からの暴力相談援助申出事案管理表

受 理 番 号 総合文書管理 システム受付番号	援 助 申 出 人 氏 名 ・ 年 齢	受 け た い 援 助 の 内 容	実 施 日 ・ 実 施 者 実 施 内 容	備 考
		<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 110番登録 <input type="checkbox"/> 住基支援 <input type="checkbox"/> その他()	

保護命令管理表

警察署

番号	申立人等 氏名	保護命令発出 裁判所	発出年月日 (決定)	保護命令 の種別	命令決定の 内容・日時
			月 日	<input type="checkbox"/> 1項1号 接近禁止 <input type="checkbox"/> 1項2号 退去命令 <input type="checkbox"/> 2項 電話等禁止 <input type="checkbox"/> 3項 子への接近禁止 <input type="checkbox"/> 4項 親族等への接近禁止	<input type="radio"/> 命令言渡し 月 日 午前・午後 時 分 <input type="radio"/> 送達 月 日 午前・午後 時 分 <input type="radio"/> 取下げによる取消し 月 日 <input type="radio"/> 効力の停止決定 月 日 <input type="radio"/> 命令の取消し 月 日
			月 日	<input type="checkbox"/> 1項1号 接近禁止 <input type="checkbox"/> 1項2号 退去命令 <input type="checkbox"/> 2項 電話等禁止 <input type="checkbox"/> 3項 子への接近禁止 <input type="checkbox"/> 4項 親族等への接近禁止	<input type="radio"/> 命令言渡し 月 日 午前・午後 時 分 <input type="radio"/> 送達 月 日 午前・午後 時 分 <input type="radio"/> 取下げによる取消し 月 日 <input type="radio"/> 効力の停止決定 月 日 <input type="radio"/> 命令の取消し 月 日
			月 日	<input type="checkbox"/> 1項1号 接近禁止 <input type="checkbox"/> 1項2号 退去命令 <input type="checkbox"/> 2項 電話等禁止 <input type="checkbox"/> 3項 子への接近禁止 <input type="checkbox"/> 4項 親族等への接近禁止	<input type="radio"/> 命令言渡し 月 日 午前・午後 時 分 <input type="radio"/> 送達 月 日 午前・午後 時 分 <input type="radio"/> 取下げによる取消し 月 日 <input type="radio"/> 効力の停止決定 月 日 <input type="radio"/> 命令の取消し 月 日
			月 日	<input type="checkbox"/> 1項1号 接近禁止 <input type="checkbox"/> 1項2号 退去命令 <input type="checkbox"/> 2項 電話等禁止 <input type="checkbox"/> 3項 子への接近禁止 <input type="checkbox"/> 4項 親族等への接近禁止	<input type="radio"/> 命令言渡し 月 日 午前・午後 時 分 <input type="radio"/> 送達 月 日 午前・午後 時 分 <input type="radio"/> 取下げによる取消し 月 日 <input type="radio"/> 効力の停止決定 月 日 <input type="radio"/> 命令の取消し 月 日

人対 第 号 年 月 日
<h2 style="margin: 0;">調 査 依 頼 書</h2> <p style="margin: 10px 0;">警察署長 殿</p> <p style="margin: 20px 0; text-align: right;">埼玉県警察本部生活安全部 人身安全対策課長</p> <p style="margin: 20px 0;">配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第15条第3項の規定に基づく、保護命令に関する通知を別添のとおり 地方裁判所 支部 から受けたので次の申立人等の調査を依頼します。</p>
申 立 人 等
(1) 居 所 (2) 氏 名 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> (歳) 連絡先 () </div>
調 査 事 項
<div style="text-align: center;"> 1 事 案 概 要 2 居 所 3 住 居 4 勤 務 先 5 そ の 他 通 常 所 在 す る 場 所 </div>
その他参考となるべき事項

備考 その他参考となるべき事項については、申立人等の現在の生活状況、行動範囲及び相手方の人定事項等についての調査結果を記載すること。

人安 第 号
年 月 日

通 知 書

殿

埼玉県警察本部生活安全部
人身安全対策課長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第15条第3項の規定に基づ
く、保護命令に関する通知を 地方裁判所 支部から受けたので次のと
おり通知します。

保護命令の事件番号	年(配千)第 号
保護命令が発せられた日	年 月 日
命令の内容	1項1号 接近禁止命令 1項2号 退去命令 2項 電話等の禁止 3項 子への接近禁止命令 4項 親族等への接近禁止命令
申立人	
親族等	
相手方	
申立人の住居等	居所 ()
	住居 ()
	勤務先 ()
	その他の所在場所 ()
備考	

生安 第 号
年 月 日

調 査 結 果 回 答 書

埼玉県警察本部生活安全部
人身安全対策課長 殿

警察署長

年 月 日付け、人対第 号に基づき申立人等の調査を実施した結果は、次のとおりであるから回答します。

調 査 結 果

1	事案概要	
2	居 所	
3	住 居	
4	勤 務 先	
5	その他通常所在する場所	
その他参考となるべき事項		